

JHF エリア・クラブ登録規程

制定 2015年3月5日 理事会

改正 2021年12月3日 理事会

(目的)

第1条 公益社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟（以下 JHF）は全国のハング・パラグライディング愛好者の交流を促進すること、およびフライトの便宜を図る事を目的として JHF エリア・クラブ登録規程を設ける。

(登録)

第2条 以下の条件を満たしたエリア・クラブを登録し、理事会が承認した情報を公開対象とする。

- (1) JHF で定めた申請方法で情報を提出すること。
エリア・クラブとも申請情報に記載された連絡先に連絡がつくこと。
- (2) エリアの場合、会員制であっても会員外のビジターフライヤーのフライトを受け入れている事、ただしビジターフライトに際し利用条件の制限付であることを妨げない。
- (3) クラブの場合、会則を定めていること。

(登録・削除)

第3条 本登録の有効期間は登録月・継続更新月翌月から24ヶ月以内とする。

- (1) 更新は原則登録有効期間満了前に行うこととする。
- (2) 情報の更新月は原則として毎年2月、3月とする。
- (3) 情報は理事会の確認により削除する場合がある。

(登録費)

第4条 登録費は無料とする。

(義務)

第5条 活動中の登録エリア・クラブは次の義務を負う。

- (1) 登録情報の遅滞ない更新届出
- (2) 事故報告
- (3) 各種調査、アンケート等の回答
- (4) JHF の各種通達、連絡事項、情報のエリア利用者・クラブ会員への広報、伝達

(特典)

第6条 登録エリア・クラブは次の特典が受けられる。

- (1) 各方面へのエリア・クラブの紹介及び情報提供
- (2) JHF 理事会が定めた登録報酬
- (3) JHF からの最新情報の提供

(遵守)

第7条 登録されたエリアおよびクラブは、本規程を遵守しなければならない。正当な理由なく遵守しない場合、理事会決議により2年を限度として登録を行わない。

(その他)

第8条 この規程の改廃は理事会の決議による。

(付則)

この規程は2015年3月5日に施行する。

この規程は改正し、2022年4月1日に施行する。